



茨城県報

第 1 7 9 7 号

平成18年 8 月10日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 1
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 4
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 8
- 遊漁規則の変更の認可（漁政課）…………… 14

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 14
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催の中止（都市計画課）…………… 15
- 開発行為の工事完了（9件）（建築指導課）…………… 15
- 社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況（住宅課）…………… 17

（収 用 委 員 会）

- 土地収用法に基づく裁決書の正本の公示送達…………… 18

訓 令

（県 議 会）

- 茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 18

告 示

茨城県告示第910号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類	事業所番号
ひばりサービス水 戸センター	水戸市住吉町68－ 1 NEW108 203号	株式会社 クリスタル 介護センター	東京都中野区弥生 町 5－20－7 ヴ ェール第16ビル	平成18年 8 月 1 日	身体障害者 居宅介護事 業	08000100639113
					知的障害者 居宅介護事 業	08000200639112
					障害児居宅 介護事業	08000300639111

茨城県告示第911号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類	事業所番号
介護事業所 ふう	水戸市青柳町3822 － 2	アイルマネ ーマネジメ ント有限会 社	水戸市曙町 9－9	平成18年 8 月 1 日	身体障害者 居宅介護事 業	08000100640111
					知的障害者 居宅介護事 業	08000200640110
					障害児居宅 介護事業	08000300640119
					身体障害者 外出介護事 業	08000100640160
					知的障害者 外出介護事 業	08000200640169
					障害児外出 介護事業	08000300640168
					知的障害者 行動援護事 業	08000200640151
					障害児行動 援護事業	08000300640150

茨城県告示第912号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大和工商リース株式会社

代表取締役 梶 本 六 夫

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

(2) 株式会社ヤオコー

代表取締役 川 野 幸 夫

埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マーケットシティ古河

古河市松並 2 丁目18番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンゾーン	東京都千代田区九段北 1 - 13 - 12	桑 原 尚 郎
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1 - 7 - 7	栗 原 勝 利
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 - 5	川 野 幸 夫
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条20 - 1 - 21	鶴 羽 樹
B-Rサーティワン アイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎 3 - 2 - 1	松 山 和 夫
株式会社アーバン	千葉県成田市加良部 6 - 5 - 2	山 本 精 一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 - 4 - 14	矢 野 博 丈
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 - 19 - 4	野 中 正 人
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘 2 - 1 - 8	小 島 章 利

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 3 月26日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,400m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 780台

イ 駐輪場の収容台数 394台

ウ 荷さばき施設の面積 841m²エ 廃棄物等の保管施設の容量 222m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後 9 時, 午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時～午後10時

3 届出年月日

平成18年 7 月25日

茨城県告示第913号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフルカンパニー

代表取締役 本 田 昌 也

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番 1 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町34番 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジョイフル本田	土浦市富士崎一丁目16番 2 号	松 山 茂
株式会社メガスーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番 9 号	中 川 純 夫
伊達物産株式会社	福島県伊達郡梁川町字南町谷川13番地	清 水 道 夫
株式会社ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717ー 1	柳 井 正
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジョイフル本田	土浦市富士崎一丁目16番 2 号	小 平 武

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番9号	中 西 勉
伊達物産株式会社	福島県伊達市梁川町字南町谷川13番地	清 水 昌 夫
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717-1	柳 井 正
株式会社アドバンス	龍ヶ崎市久保台二丁目1番19号	佐 藤 孝
株式会社シモジマ	東京都台東区浅草橋5丁目29番8号	下 島 和 光
株式会社ジェイテックス	東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒 I T ビル 3 階	笠 原 造
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	上 村 茂
株式会社 A O K I ホールディングス	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-56	青 木 拡 憲
株式会社ポイント	水戸市泉町3-1-27	黒 田 博
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺 井 秀 藏
株式会社グリーンズギャラリー	東京都港区高輪1-4-10	浅 田 茂 夫
株式会社ヒルタ	日立市鹿島町1-15-9	蛭 田 茂 男
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上 田 稔 夫
青山商事株式会社	広島県福山市王子町1-3-5	青 山 理
株式会社ヴァンチャケット	東京都港区麻布十番1-3-1	宮 川 烈
株式会社藤原物産	大阪府摂津市鳥飼上2-4-22	藤 原 正 則
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599-1	宇津木 雅 美
株式会社リゾートハウス	東京都渋谷区神宮前4-14-19	田 中 孝太郎
株式会社シナテック	東京都台東区駒形1-10-4 シナテック駒形ビル	国 本 哲 秀
アドルフォ・ドミンゲスジャパン株式会社	東京都渋谷区代々木4-17-12	池 田 秀 人
株式会社ミナミ	東京都千代田区神田小川町3-6 C-S E V E N 5 F . 6 F	鈴 木 正 仁
株式会社アールエヌエー	大阪府大阪市西区南堀江1-4-19	阿 部 博 行
株式会社パル	大阪府大阪市中央区北浜3-5-29 日本生命淀屋橋ビル4 F	井 上 英 隆
株式会社レバンテ	東京都渋谷区渋谷2-7-5 U R D 渋谷第2ビル1 F	山 中 叶
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	赤 池 順 一
株式会社ティムティム	千葉県香取市小見川5726-3	藤 木 慎 一
株式会社ナイスクラップ	東京都渋谷区神宮前6-12-22	菊 地 博 巳
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港2-11-4 S T O N E M A R K E T ビル	中 村 泰二郎
株式会社エストインターナショナル	埼玉県戸田市中町1-2-17	大 塚 恵
株式会社ビヨンクール	大阪府大阪市中央区西心斎橋1-5-5 アーバン B l d 心斎橋10 F	荒 井 正 敏
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江 尻 義 久
株式会社マインド ウインド	東京都渋谷区神宮前6-12-20 東洋ビル4 F	池 上 雅 俊
株式会社三鈴	東京都渋谷区代々木1-11-2	吉 田 忠
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3 デリカビル	木 山 茂 年
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-3-1	上 田 利 昭

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社スタンダ	東京都世田谷区玉川 1-9-20	菅 谷 全 博
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町 1-1-11 日庄ビル 2 階	高 荷 隆
有限会社えりな	群馬県桐生市境野町 6-433	新 井 一 哉
東邦レマック株式会社	東京都文京区湯島 3-42-6	笠 井 庄 治
株式会社ハッチ	神奈川県小田原市南町 3-1-48	田 中 八 郎
株式会社リオチェン	愛知県名古屋市中区平和 1-1-20	横 山 卓 幸
株式会社リベラル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-5	岩 井 久 則
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1	中 本 敏 幸
株式会社ミツイシ	大阪府阪南市箱作 2331	三ッ石 典 幸
株式会社アーペ	水戸市見川 2-108-26 アーバンテラス一周館 A 棟 101	佐久間 一 能
株式会社イミクリエーションズ	東京都港区西麻布 1-3-4 六本木 O G ビル 3 階	柳 数 実
株式会社ライトオン	つくば市東新井 37-1	藤 原 政 博
株式会社スズキ繊維	ひたちなか市勝田本町 22-1	鈴 木 一 雄
株式会社クリニャンクール	石川県かほく市宇野気 118	田 中 貢
株式会社ベリテ	東京都渋谷区渋谷 1-13-9	幾 留 正 廣
有限会社 K A M I Y O	高萩市大和町 2-3-2	神 代 公 司
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和 1-15-27	横 山 和 幸
丸高衣料株式会社	大阪府大阪市中央区玉造 2-8-3	楡 金 洋 二
株式会社ブーフーウー	東京都町田市小川 1206-13	岩 橋 麻 男
株式会社クリムゾン	東京都中央区日本橋 3-5-15	児 玉 俊 明
株式会社エフリード	愛知県名古屋市中区錦 2-11-6	奥 井 葵
有限会社アウトレットサービス	香川県高松市番町 2-6-26	石 井 浩 一
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都大田区平和島 6-1-1 東京流通センタービル	吉 越 浩一郎
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区昭和区広路通 2-5	小 林 史 生
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	木 村 保
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央 2-92	中 澤 道 盛
あずみ株式会社	愛知県名古屋市中区錦 3-20-27	原 岡 稔
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町 8-6	富 澤 昌 三
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3-9-7	白 井 一 秀
株式会社伊太利屋	東京都渋谷区鉢山町 13-21	菊 池 英 雄
株式会社鈴屋	東京都文京区湯島 2-24-1	鈴 木 義 雄
フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市西区新町 2-2-2	渡 辺 幹 男
株式会社スペッチオ	東京都目黒区駒場 3-3-22 アルヴェール松涛 104	関 根 準
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋 2164-28	竹 内 實
株式会社酒落瑠東京	東京都台東区上野 3-7-5 中戸川ビル 2 階	佐々木 る み
株式会社ハイネット	東京都練馬区貫井 3-40-23	今 泉 弘 人

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジュエリーネモト	水戸市南町 3-3-36	根 本 兵 仁
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋 3-7-9	石 田 勝 彦
株式会社バルコス	鳥取県倉吉市福庭町 2-18	山 本 敬
福助株式会社	東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 5階	吉 野 哲
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指 田 努
株式会社ラ・プラス	東京都渋谷区神宮前 5-51-8 ラ・ポルト青山 6 階	永 井 晴 彦
有限会社タカノ印刷デザイン	石岡市石岡13446-27	高 野 隆
株式会社リラックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-38-2 リラックスビル	青 木 陽 介
NEC モバイリング株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-16-8	松 尾 義 武
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾 田 信 夫
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4-39-8	舟 橋 政 男
株式会社ライブナヴィ	東京都千代田区一番町29-3	林 正 栄
株式会社リブロ	東京都豊島区西池袋 3-1-13 明光ビル	大 野 隆 樹

(3) 変更の年月日

ア. 小売業者の代表者の変更

株式会社ジョイフル本田 平成18年 1 月 1 日

株式会社メガスポーツ 平成18年 4 月28日

伊達物産株式会社 平成15年10月29日

イ. 名称の変更

株式会社ファーストリテイリング→株式会社ユニクロ 平成17年11月 1 日

ウ. 小売業者の追加

平成18年 7 月15日

(4) 変更する理由

ア. 小売業者の代表者の変更

代表者に変更したため

イ. 名称の変更

組織体制の変更のため

ウ. 小売業者の追加

小売業を行う者の未定出店者が確定したため

3 届出年月日

平成18年 7 月13日

~~~~~

## 茨城県告示第914号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 5 項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

須藤製糸株式会社

取締役社長 須 藤 盛 夫

## (2) 住所

古河市松並 2 丁目18-10

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリーランド21古河店

古河市松並 2 丁目18-11

## (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,110㎡

## (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日

平成18年 6 月 1 日

## 3 届出年月日

平成18年 7 月25日

## 茨城県告示第915号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイト石岡

石岡市東大橋字中峯1975-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成18年 3 月 9 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                      | 代表者氏名   |
|---------------|--------------------------|---------|
| ギガスケーズデンキ株式会社 | 水戸市柳町 1 丁目13番20号         | 加 藤 修 一 |
| 株式会社大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番14号 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社ユニクロ      | 山口県山口市佐山717-1            | 柳 井 正   |



| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                | 代表者氏名   |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号 | 大 高 善 興 |
| 株式会社カワチ薬品   | 栃木県小山市卒島1293       | 河 内 伸 二 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年10月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,006m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,165台

(イ) 駐輪場の収容台数 230台

(ウ) 荷さばき施設の面積 1,097m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 121m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後10時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～翌午前 0 時

キ 届出年月日

平成18年 2 月27日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                   | 理 由                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石岡市     | <p>騒音、振動並びに照明（車両のライトを含む）等に関する苦情があった場合、迅速に対応されたい。また、夜間の騒音レベルについて、夜間規制値を超えていることから十分な対策を講じてもらいたい。</p> <p>国道 6 号線に面する立地環境にあるため、慢性的な交通渋滞や騒音など生活環境の悪化を招くことのないよう配慮されたい。</p> <p>市道4051号線に面して 4 箇所の出入り口が設置されることになるが、本線は生活道路として機能しており、自転車や歩行者・通学児童の安全確保を講じてもらいたい。</p> | <p>近隣住宅への光害や自動車のエンジン音、駐車場で大きな音が出た時に苦情が予想される。また、お客様駐車場が広いため、青少年の溜まり場にならないように努めてもらいたい。</p> |

また、交通整理員を常時配置願いたい。  
防犯の面では、青少年の非行防止を徹底  
してもらいたい。

#### 茨城県告示第916号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー岩瀬店

桜川市明日香 1 丁目 8 外

##### (2) 届出の概要

###### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成18年 3 月30日

###### イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 濱 裕 正 |
| 天賀谷 信好      | 桜川市岩瀬177       |         |
| 仙波 はる       | 桜川市犬田1292－ 2   |         |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599番地 1 | 小 林 哲 美 |

##### (イ) 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ岩瀬店

(変更後) ワンダーグー岩瀬店

##### (3) 届出年月日

平成18年 3 月 8 日

#### 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第917号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）水戸笠原ショッピングセンター

水戸市笠原町188－ 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成18年 3 月27日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                          | 代表者氏名   |
|-------------|------------------------------|---------|
| 株式会社コジマ     | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目 1 番 8 号        | 小 島 章 利 |
| 株式会社ニトリ     | 北海道札幌市手稲区新発寒 6 条 1 丁目 5 番 80 | 似 鳥 昭 雄 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年11月15日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,500m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 410台

(イ) 駐輪場の収容台数 243台

(ウ) 荷さばき施設の面積 173m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 60m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前10時

（閉店時刻） 翌午前 0 時（一部午後 9 時）

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～翌午前 0 時30分

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

## (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

平成18年3月14日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                         | 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水戸市     | <p>1. 出入口1の位置について、出来るだけ東側へ移動することについて検討されたい。</p> <p>2. 出入口1の東側への移動が困難な場合、国道50号バイパスへ誘導する退店経路については、出入口1ではなく、出入口2または出入口3から出庫し、幹線市道14号線を通る経路への誘導をされたい。</p> <p>また、出入口3からの出庫において、左折出庫後、次の交差点を右折し国道50号バイパスへ誘導するルートが最も安全かつ円滑であると考えられるので、これについても検討されたい。</p> | <p>1. 出入口1を利用する来店台数については146台／ピーク時、また、退店時には156台／ピーク時が見込まれており、入庫のみで1時間中約20分本線を占有することとなる。</p> <p>当該出入口は交差点に至近に位置することから、赤信号時の滞留車両の影響を顕著に受けることになり、国道50号バイパス本線における入庫待ちの滞留や、店舗駐車場内の出庫待ちの滞留の発生が予想され、一般交通への影響が明らかであると考えられるため。</p> <p>2. 上述1の理由により、出入口1による出庫は一般交通への影響が考えられ、出入口2または出入口3により帰宅する車両の発生が予想されるため。</p> <p>出入口3については、現況道路の休日ピーク時交通量から勘案し、当該出入口を最優先に出庫させるに十分な交通容量を有すると判断できる。</p> |
|         | <p>笠原町東交差点における現況交通容量の検討において、車線ごとの交通容量の設定根拠を示されたい。</p>                                                                                                                                                                                             | <p>当該交差点における現況交通容量の検討において、車線ごとの交通容量の設定根拠が示されていないので混雑度や飽和度の判断ができないため。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|         | <p>1. 駐車場等の施設への適切な照明設備や防犯カメラ等の設置による死角の排除を配慮されたい。</p> <p>2. 閉店後の駐車場の閉鎖及び駐車スペースへの車止めやマウンドアップ舗装等を実施願いたい。</p> <p>3. 通路の出入口等、道路の取り付け部については、別途協議されたい。</p>                                                                                               | <p>1. 駐車場における交通事故や車上狙い等の犯罪を防止するため。</p> <p>2. 青少年の蟄集及び暴走行為等による騒音を防止するため。</p> <p>3. 関係法令の適切な運用を図ることにより、地域の生活環境を保持するため。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                      |                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 駐車場出入口付近において歩行者の安全に配慮した交通整理員を配置願いたい。                                                                                                 | 通学・通勤の時間帯において歩行者・自転車等の安全確保を図り、交通事故を防止するため。                              |
| 1. 近隣等から苦情のあった場合は、遮音壁設置等の対策を誠実かつ迅速に対応されたい。<br>2. 夜間利用制限区間へ車が進入することのないよう規制を徹底されたい。<br>3. 出入口3は民家に近いことから車両の誘導に配慮されたい。                  | 1, 2, 3 当該店舗周辺に住宅が近接していることから、夜間の騒音対策を徹底し、地域の生活環境を保持するため。                |
| 発生する廃棄物の種類に応じ、減量化及びリサイクルに対する考え方を示されたい。                                                                                               | 小売業者の事業者は、発生する廃棄物について環境負荷の低減を図り循環型社会の形成を目指すことから、その減量化及びリサイクル促進が求められるため。 |
| 発生する廃棄物のうち、生ごみの保管及び悪臭対策についての考え方を示されたい。                                                                                               | 事業所の周辺環境の保全のため、発生廃棄物の悪臭等、衛生上の問題に対する配慮が必要となるため。                          |
| 事業計画地における店舗並びに駐車場の整備に伴う造成等に関し、土砂等による土地の埋立て等の行為を予定する場合、その面積が5,000㎡以上であれば、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規制の対象となるので、条例を所管する県担当部署と協議し対処されたい。 | 関係法令の適切な運用を図ることにより、地域の生活環境を保持するため。                                      |

## 茨城県告示第918号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨交ショッピングセンター浜田

水戸市本町三丁目302-1 外

#### (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成18年 6 月15日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 大 熊 定 男

（変更後） 代表取締役 竹 内 順 一

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社エコス 代表取締役 岩 谷 堯

（変更後） 株式会社エコス 代表取締役 平 邦 雄

(3) 届出年月日

平成18年 5 月22日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第919号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定に基づき申請のあった次の遊漁規則の変更については、平成18年 8 月 1 日付けで認可したので、同法第129条第 7 項の規定により公示する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

変更の内容

牛久沼漁業協同組合茨内共 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(1) 第10条として、以下の項目を追加する。

（禁止区域）

第10条 前条第 2 項に規定する期間内であっても次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁は又は漁具漁法の使用は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中行ってはならない。

| 魚種又は漁具漁法 | 区域                                                  | 期間               |
|----------|-----------------------------------------------------|------------------|
| 引っ掛け釣り   | 竜ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川住還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域 | 1 月 1 日から12月31日迄 |

(2) 第10条から第11条を第11条から第12条に改める（条文の内容については変更なし）。

- ・（採捕の制限又は禁止事項の遵守義務）第10条（略）を（採捕の制限又は禁止事項の遵守義務）第11条（略）へ改める。
- ・（違反者に対する措置）第11条（略）を（違反者に対する措置）第12条（略）へ改める。

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成18年 9 月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年 7 月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NPOモンゴル緑化日本協会

（設立認証：平成16年10月27日，設立：平成16年11月 8 日）

3 代表者の氏名

頭 山 興 助

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市三の丸一丁目 3 番 2 号

5 定款に記載された目的

この法人は、地球環境保全上大きな問題になっている沙漠化の防止や沙漠緑化に貢献するため、モンゴル国において、地域住民と親善交流を図り、これらの住民と連携協力して植生の回復特に森林を再生させ、当該沙漠地域の自然環境の保全と土地の生産能力を高め、産業の活性化を図る。

また、次代を担う子供たちに植林活動などを通じて子供の健全育成を図る社会教育活動や現地の科学技術者などへ森林管理などの技術指導を行い、モンゴル国の科学技術の振興を図り、もって厳しい自然条件下にあるモンゴル国の生活環境の改善や産業の振興に寄与することを目的とする。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催の中止

日立都市計画道路の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成18年 7 月27日付け茨城県報第1793号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成18年 8 月 4 日までになかったので、公聴会の開催を中止する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 日 時 平成18年 8 月11日（金）

午後 2 時00分から

2 場 所 日立市十王町伊師本郷43-1

茨城ひたち農業協同組合十王支店

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市後台字宿西2881番 3，2882番

2 事業主の住所及び氏名

那珂市後台2882番地

矢 崎 健

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字荒谷台1230番13, 同番15, 同番17, 1233番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 1234番1, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川764番地1

東成プランニング株式会社

代表取締役 河 野 清

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市横瀬字長峰1050番9

2 事業主の住所及び氏名

神栖市太田703番地250

沖 村 恵 二, 沖 村 美 帆

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大砂10530番5, 10528番47

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県春日部市大枝1000番地15

海 野 金 作

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市東山田字中道1006番1

2 事業主の住所及び氏名

古河市東山田1006番地7

八 城 裕 幸

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市下野殿字南原850番

2 事業主の住所及び氏名

筑西市下野殿572番地

小 島 薫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市大崎818番2

2 事業主の住所及び氏名

坂東市辺田336番地3 サンヒルズ2号棟202



椎 名 政 明

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長谷字島原口1173番47, 同番48

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井4448番地

有限会社 将門煎餅本舗

代表取締役 上 坂 理 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町亀熊字釜内964番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町亀熊964番地 5

小 林 光 司

## ●社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況

地方自治法263条の 2 第 2 項の規定により, 社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成17年度経営状況について次のとおり通知があったので, 同条第 3 項の規定により公表する。

平成18年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業実績

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 加入都道府県市区町村会員数 | 764                |
| 加入戸数          | 831,881戸           |
| 共済委託契約金額      | 6,813,714,315,000円 |
| 火災共済掛金        | 1,129,150,667円     |
| 被災戸数          | 315戸               |
| 火災共済給付金       | 229,748,588円       |
| 特定給付金         | 15,092,093円        |
| 復興建築助成戸数      | 164戸               |
| 復興建築助成金       | 47,446,262円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 61                 |
| 住宅防火施設整備補助金   | 29,026,500円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 2,324戸             |
| 住宅災害見舞金       | 34,501,000円        |

## 2 収支計算

## (1) 収 入

|            |                |
|------------|----------------|
| 火災共済掛金収入   | 1,129,150,667円 |
| 建物管理の部収入   | 44,053,468円    |
| その他の収入     | 393,085,077円   |
| 当期収入合計 (A) | 1,566,289,212円 |

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 前期繰越収支差額           | 68,186,931円    |
| 収入合計 (B)           | 1,634,476,143円 |
| (2) 支 出            |                |
| 事業費                | 431,324,290円   |
| 管理費                | 232,538,975円   |
| 建物管理費              | 20,625,765円    |
| 特定預金等支出            | 896,188,789円   |
| 当期支出合計 (C)         | 1,580,677,819円 |
| 当期収支差額 (A) - (C)   | ▲14,388,607円   |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | 53,798,324円    |

~~~~~  
(収 用 委 員 会)

●土地収用法に基づく裁決書の正本の送達

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課（水戸市笠原町978番6）内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年8月30日を経過した時に送達があったものとみなされます。

平成18年8月10日

茨城県収用委員会

会長 中 井 川 昇 一

1 送達すべき書類の名称

平成18年6月9日付け裁決書の正本

2 送達を受けるべき者

茨城県桜川市加茂部字加茂代799番3及び1265番9の土地の所有者のうち次の者

伊 藤 博の相続人

訓 令

~~~~~  
(県 議 会)

#### 茨城県議会訓令第8号

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年8月10日

茨城県議会議長 山 口 武 平

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局文書管理規程（昭和52年茨城県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第40条）」を

「  
第5節 電子文書の施行等（第40条・第41条）  
第5章 雑則（第42条）  
」  
に改める。

第26条第1項に次の1号を加える。

- (10) 電子文書で施行するものについては、総合文書管理システムに「システム施行」、「電子メール」若しくは「L  
GWAN」と記録し、又は特別取扱い欄に朱書すること。

第40条を第42条とし、第4章第4節に次の1節を加える。

#### 第5節 電子文書の施行等

(電子署名の実施)

第40条 次に掲げる文書は、電子文書として施行することができる。

- (1) 茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）に定めがある文書
- (2) 回答、報告等の様式が添付された照会、依頼等に対する回答、報告等で県の機関に発する文書
- (3) 定例報告で様式が定まっている文書
- (4) 職員のみを構成員とする会議の通知、県の機関に対する事務連絡等
- (5) 通知、照会等で軽易な文書
- (6) 照会先等から電子文書による回答等を求められている文書

- 2 前項第1号に掲げる文書を電子文書として施行する場合にあっては、施行する電子文書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

(電子文書の送信等)

第41条 電子文書は、主務課で送信し、又は発送する。ただし、郵送若しくは使送又は総合行政ネットワーク電子文書交換システムにより交換する場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、送信し、又は発送した電子文書に係る原議書（第24条第2項各号により処理する場合に限る。）には、当該電子文書を送信し、又は発送した職員が、当該送信又は発送を行った年月日を記載し、及び署名し、又は押印するものとする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)